

北九州市告示第 86 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部
小倉北区	浅野二丁目及び末広一丁目の一部
若松区	響町三丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課